

# 日本トラストテクノロジー協議会 会則

## 第1章 総 則

### 第1条（名 称）

本会の名称は、日本トラストテクノロジー協議会（Japan Trust Technology Association：略称 JT2A）とする。

### 第2条（事務所）

本会は、主たる事務所を JNSA 事務局に置き、事務局業務も JNSA が担当する。

### 第3条（目 的）

本会は、デジタル化の進展と共にあらゆるモノやサービスが連携していく中で、それらを利用する際の信頼（トラスト）を支える技術や仕組みを確立し、普及させることにより、安心安全なデジタル社会の構築と革新的なサービスの創造に寄与することを目的とする。

### 第4条（事 業）

本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. トラストに関する技術の調査、検討及び発表
2. トラストに関連する国内外の関連団体と連携し普及、及び利用促進
3. トラストに関する技術の解説やガイドラインの策定
4. 行政機関、学術期間との連携、提言
5. 各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 メンバー

### 第5条（メンバー種別）

本会のメンバーは、次の3種とする。

#### 1. メンバー

トラストに関する技術・サービスを提供する事業者・団体のうち、JNSA 会員であること。

#### 2. サポーター

トラストに関する技術・サービスを利用する事業者・団体かつ JNSA 非会員であり、本会の活動主旨に協力を行えると運営委員会が認めたもの。

#### 3. オブザーバー

原則として公的機関・任意団体および大学等の関係者であり、本協議会の趣旨に賛同し、適宜アドバイスを頂けると運営委員会が認めたもの。

## 第6条（参加費と権利）

メンバーの参加費と権利を、別表1に示す。

## 第7条（資格の喪失）

メンバーが次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届を提出したとき。
2. メンバーである団体が消滅したとき。
3. 運営委員会により除名されたとき。

## 第3章 役員・委員

### 第8条（代表）

本会には役員として代表、副代表を置き、対外的な活動において本会を代表する。

代表・副代表はJNSAの会員から運営委員会が招請し、受諾することで決定する。特に任期は設けない。代表・副代表は無報酬とする。

### 第9条（運営委員）

本会に運営委員（十数名）を置き、本会の運営にあたることとする。運営委員は原則、正メンバーとし、各社1名とする。特に運営委員会で招請する場合はこれに限らない。

運営委員の互選により運営委員長（1名）を決定する。任期は1年とし、再任を妨げない。委員長は数名の副委員長を指名できる。運営委員の増減は運営委員会で承認・決定する。運営委員は無報酬とする。

## 第4章 会議

### 第10条（JT2A 本会）

JT2A 本会は、全メンバーが参加できる会である。定期的開催し、JT2A の活動内容、検討状況の報告・発表、外部講師等による説明会・勉強会、集中討論会等を行う。

### 第11条（運営委員会）

運営委員は運営委員会を構成し、本会の活動の企画、運営、委託事業の対応、活動の報告、会則・参加費の変更、代表・副代表の補佐を行う。また、本会の解散・合併、他団体との連携など重要な運営方針に係る事項は代表・副代表と相談して決定する。

会議は運営委員長が召集し、適宜開催する。決議は合議によるものとし、決定事項は議事録を作成して記載する。

### 第12条（タスクフォース）

テーマごとにタスクフォース（TF）を構成して活動する。TF の設置・解散、およびTF リー

ダーの任命は運営委員会で決定し、適宜 TF メンバーを正メンバーから募集する。また TF リーダーの判断により、メンバー以外から有識者を TF メンバーに招くことができる。

## 第5章 会 計

### 第13条（予算および決算）

本会は年度ごとの会計とし、JNSA に年度毎に申請計画を提出し、執行の都度申請及び報告する。予算および決算報告作成は運営委員会にて行う。

## 第6章 雑 則

### 第15条（細 則）

本会の運営について必要な細則は、運営委員会にて定める。

### 第16条（附 則）

本会則は、2018年12月20日をもって発効するものとする。

## 別表1 メンバーの参加費と権利

メンバー種別	会 費	権 利
メンバー	24万円/年（JNSA 年会費として）	運営委員会、本会、TF への参加
サポーター	4.8万円/年	本会
オブザーバー	無料	本会、TF への参加*

なお、年度途中の加入・脱退の場合、参加費は月割（月の途中でも1）とする。

\*：運営委員会が特に認めた場合、運営委員会への参加が可能。

--- 参考 ---

## 付表1 代表/副代表、運営委員

代表	手塚 悟
副代表	松本 泰
運営委員（50音順）	小川 博久：運営委員長

以上